#### 豊中市航空機公害対策推進市民運動団体活動費補助金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、大阪国際空港に係る航空機公害対策の推進について、市の対策と目的を同じくする市民運動の組織で、市長が公共的団体(以下「団体」という。)と認めたものに対し、予算の範囲内で補助金を交付することによって、市及び市民の統一的な活動を促進させることを目的とし、その交付については、豊中市補助金等交付規則(昭和57年豊中市規則第15号)及びこの要綱の定めによるところによる。

#### (補助金の交付対象団体)

第2条 補助金の交付対象団体は、前条の目的を有し、公共用飛行場周辺における航空機騒音による障害の防止等に関する法律第8条の2第1項に規定する第1種区域を中心とした区域で、概ね小学校区に統合された団体とし、豊中市航空機公害対策推進市民運動団体活動費補助金交付事務取扱要領(以下「要領」という。)第1条に定めた団体とする。

### (補助金の額)

第3条 前条で定めた団体に対する補助金の額は、要領第1条に定めた額とする。

### (補助金交付の申込み)

- 第4条 補助金交付の申込みは、当該年度の5月末日までに、航空機公害対策推進市民運動団体活動費補助金交付申込書(様式第1号)を市長に提出しなければならない。ただし、補助金の交付決定前に事業に着手する場合は、事前着手届(様式第10号)を市長に提出しなければならない。
- 2 前項の申込書には、事業計画書 (様式第2号)、収支予算書 (様式第3号)、団体要覧 (様式第4号) を添付しなければならない。

#### (補助金交付の決定)

第5条 市長は、前条の申込みに基づき補助金の交付を決定したときは、航空機公害対策推 進市民運動団体活動費補助金交付決定通知書(様式第5号)により通知しなければならな い。

#### (補助金の交付)

第6条 補助金の交付を受けようとする団体は、前条の通知を受けたときは、速やかに航空 機公害対策推進市民運動団体活動費補助金交付請求書(様式第6号)を市長に提出しなけ ればならない。

### (事業報告)

- 第7条 補助金の交付を受けた団体は、補助金の交付を受けた年度内に、航空機公害対策推進市民運動団体活動費補助金事業報告書(様式第7号)及び航空機公害対策推進市民運動団体活動費補助金収支精算書(様式第8号)を市長に提出しなければならない。
- 2 前項の航空機公害対策推進市民運動団体活動費補助金事業報告書及び航空機公害対策 推進市民運動団体活動費補助金収支精算書には、支払伝票(別表1)、支出一覧(別表2)、 会計監査実施報告書(別表3)を添付しなければならない。

### (補助金の額の確定)

第8条 市長は、前条の規定による報告を受けた場合において、当該報告にかかる補助事業

の成果が補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合するものであるかどうかについて、当該報告書等の書類の審査等を行うことにより調査し、適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、当該補助金の交付を受けた者に対し、航空機公害対策推進市民運動団体活動費補助金交付確定通知書(様式第9号)により通知するものとする。

### (交付決定の取り消し)

- 第9条 市長は、補助金の交付の決定を受けた者が、次の各号の一に該当するときは、補助金の決定の全部又は一部を取り消すことができる。
  - (1) 補助金を当該補助事業等以外の用途に使用したとき。
  - (2) 補助金の交付の決定の内容又はこれに付した条件に違反したとき。
  - (3) 偽りその他不正な方法により補助金の交付を受けたとき。

### (補助金の返環)

- 第10条 市長は、補助金の交付の決定を取り消し、又はその決定の内容若しくはこれに付した条件を変更した場合において、当該取消し又は変更に係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、期限を定めて、その返還を命ずることができる。
- 2 市長は、補助金の交付の決定を受けた者に交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、期限を定めて、その返還を命ずるものとする。
  - 附 則 1 この要綱は、昭和51年4月1日から施行する。
  - 附 則 1 この改正要綱は、昭和57年4月1日から施行する。
  - 附 則 1 この改正要綱は、昭和59年4月1日から施行する。
  - 附 則 1 この改正要綱は、平成13年4月1日から施行する。
  - 附 則 1 この改正要綱は、平成18年4月1日から施行する。
  - 附 則 1 この改正要綱は、平成27年4月1日から施行する。
  - 附 則 1 この改正要綱は、平成28年4月1日から施行する。
  - 附 則 1 この改正要綱は、令和2年5月1日から施行する。
  - 附 則 1 この改正要綱は、令和3年1月1日から施行し、令和3年度の補助金から適用する。
  - 附 則 1 この改正要綱は、令和3年4月1日から施行する。
  - 附 則 1 この改正要綱は、令和6年4月1日から施行する。

航空機公害並	<b>  街推准市民</b>	軍動団体流	舌動書補用	か金なん	#由汉書
11111 I I 1781 / I I I V		<del></del>		41 NI/ X I '	

年 月 日

豊中市長様

団体名

代表者 住所

氏名

豊中市航空機公害対策推進市民運動団体活動費補助金交付要綱第4条の規定により、

関係書類を添えて申込みます。

補助金の名称	航空機公害対策推進市民運動団体活動費補助金
補助金申込額	円

## 年度 事業計画書

<del></del>		
事業名 	実施年月日	事業の具体的内容

## 年度 収支予算書

団体名		

	科目	金額(円)	内容
収	市補助金		
入 の	その他		
部	合計		
	要望活動費		
	調査費		
	6/3/2/2		
	広報•広聴費		
支出	共同利用施設		
の部	運営費		
	事務費		
	子初兵		
	その他		
	- 2 0) liu		
	合計		

# 団体要覧(年度)

1.	団体の名称	:		
2.	団体の目的	: 航空機公害	対策の推進	
З.	代 表 者	:		
4.		9: 豊中市		
	連絡先	E: TEL	FAX	
5.	役	i e		
	役職名	氏名	住所	電話
-				
-				
-				

(裏面あり)

役職名	氏名	住所	電話

	豊活空	豊活空第	
年(	年)	月	Е

航空機公害対策推進市民運動団体活動費補助金交付決定通知書

様

豊中市長

年 月 日付けで申込みのありました補助金について、次のと お

り決定しましたので、豊中市航空機公害対策推進市民運動団体活動費補助金交付

要綱第5条の規定により通知します。

補助金の名称	航空機公害対策推進市民運動団体活動費補助金
補助金交付決定額	円

### [交付の条件]

- (1) この補助金の交付の趣旨に違反し若しくは他に充当支出した場合は、補助金 交付決定の全部又は一部を取り消すことがある。
- (2) 補助金の使途について、検査を行うことがある。

# 航空機公害対策推進市民運動団体活動費補助金交付請求書

			年	月	
豊中市長様					
	団体	名			
	代表	者(住所)			
		氏名			
年月	日付豊活空第	号で交付決定通知	を受けました。	ので <b>、</b> 下記	のとおり
補助金の交付を請求し	ます。				
		<b>=</b> 2			
	請求金額		円		
(補助金持			- 13		
	金融機関名	銀行		支店	
	預金科目	普通 •	当座		
	□座番号				
	ロ座名義人 <u>(フ</u>	リガナ)			

航空機公害対策推進市	足 雷 動 団 休 活 重	力表描册全重学	胡生聿
加工成乙古刈水推進山	医巴里巴巴巴里	//貝們以立尹未	

年 月 日

豊中市長様

団体名

代表者 住所

氏名

年 月 日豊活空第 号で交付決定通知を受けた補助事業の実績について、豊中市航空機公害対策推進市民運動団体活動費補助金交付要綱第7条の規定により、関係書類を添えて報告します。

補助事業の名称		航空機	公害対	策推進市民運動団体	活動費額	浦助事業	¥	
事業等着手年月日	年	月	В	事業完了年月日		年	月	В
事業の経過及び 事業の概要				年度事業報告書のと	おり(夏	夏面)		

### 年度 事業報告書

事業名	実施年月日	事業の効果及び具体的内容

### (様式第8号)

別表2 支出一覧 別表3 会計監査実施報告書

## 航空機公害対策推進市民運動団体活動費補助金収支精算書

年 月 日

豊中市長様		
		団体名
		代表者 住所
		氏名
について 典由言		豊活空第 号で交付決定通知を受けた補助事業の収支精算 進市民運動団体活動費補助金交付要綱第7条の規定により、関
係書類を添えて		だけのでは、
1. 収入		
科目	金額(円)	備考
市補助金		
その他		□ 預金利息 □ その他( )
収入合計		
o ±111		
2. 支出 科目	金額(円)	備考
要望活動費	<u> </u>	
調査費		
広報·広聴費		
共同利用施設 運営費		
事務費		
その他		
支出合計		
3. 収入•支出	差引残額	(残額がある場合は市へ返還)
差引残額		円
*添付書類 別表 1 支	弘伝票	

	年(	豊活空第 年) 月	_
   航空機公害対 	策推進市民運動団体活動費補助	功金確定通知	書
	様		
	豊中	中市長	
年 月 確定しましたので 豊	日付けで報告のありました補助 e中市航空機公害対策推進市民運		
要綱第8条の規定には			1111,00,000
補助金の名称	航空機公害対策推進市民運動	団体活動費補助	〕金
補助金交付決定額		F	Ŋ
補助金交付確定 額		F	円

# 年度 支払伝票

支出科目 (いずれかにOを 記入してください)	<ol> <li>要望活動費</li> <li>調査費</li> <li>広報・広聴費</li> <li>共同利用施設運営費</li> <li>事務費</li> <li>その他</li> </ol>
支払金額	H
支出内容 (具体的な内容を 記入してください)	
支払年月日	年 月 日
支払年月日	年 月 日

# (注)領収書をここに添付してください。

(圧) 関权言うここにがいってください。					
※領収書を徴することができない支出	サンドでは、当支払証書を作品を 払証書を作品	或してください (下記の欄に記	込のこと)。		
支出科目 (いずれかに〇を記入) 金 額	4. 共同利用施設運営費	2. 調査費 3. 広報・1 5. 事務費 6. その他	<b></b>		
支出内容(具体的に) 					
年	月日				
上記の金額を支	出しました。				
	住所				
	<u>氏名</u>				

# 年度 支出一覧

団体名(

(ページ中ページ) ※最終ページには支出科目別支出金額の合計及び支出合計額を記入してください。

			支出科目別支出金額 (円)						7合計及の文田合計額を記入してください。
支出4	年月日		要望活動費	調査費	広報・広聴費	共同利用施設 運営費	事務費	その他	支出内容
年	月	日							
	月	日							
	月	日							
	月	田							
	月	日							
	月	日							
	月	日							
	月	日							
	月	日							
	月	日							
	月	日							
小	計								
合	計								(支出合計額) 円

# 年度 会計監査実施報告書

収入の部			支出の部		
科目	金額(円)	摘要	科目	金額(円)	摘要
市補助金			要望活動費		
その他			調查費		
			広報·広聴費		
			共同利用施設運営費		
			事務費		
			その他		
合計			合計		

上記のとおり報告します。

会計	<u>氏名</u>

上記報告に基づき会計監査を実施した結果、正当なものであることを認めます。 年 月 日

会計監査	氏名

### 航空機公害対策推進市民運動団体活動費補助事業事前着手届

年	月	$\Box$
+		

豊中市長様

団体名

代表者 住所

氏名

年 月 日付で申込みをした航空機公害対策推進市民運動団体活動費補助金に係る事業について、交付決定前に着手しますので、豊中市航空機公害対策推進市民運動団体活動費補助金交付要綱第4条の規定により、届け出します。

なお、本件について交付決定がなされなかった場合においても、異議は申し立てません。

事業着手(予定)日	年月日
事前着手する内容	
事前着手する理由	